

令和5年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和5年11月29日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利

15番 宮澤芳雄

17番 向後悦世

19番 木内欽市

16番 伊藤房代

18番 景山岩三郎

20番 松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 米本 弥一郎

教育長 向後 依明

行政改革
推進課長 榎澤 茂

企画政策課長 柴 栄男

税務課長 向後 秀敬

環境課長 高根 浩司

健康づくり
課長 飯島 正寛

子育て
支援課長 多田 英子

商工観光課長 大八木 利武

建設課長 齊藤 孝一

会計管理者 小澤 隆

上下水道課長 多田 一徳

生涯学習課長 伊藤 弘行

監査委員
局長 杉本 芳正

副市長 飯島 茂

秘書広報課長 椎名 実

総務課長 小倉 直志

財政課長 山崎 剛成

市民生活課長 江波戸 政和

保険年金課長 高野 久

社会福祉課長 向後 利胤

高齢者
福祉課長 椎名 隆

農水産課長 池田 勝紀

都市整備課長 飯島 和則

消防長 伊東 秀貴

教育総務課長 向後 稔

体育振興課長 金杉 高春

農業委員会
事務局長 戸葉 正和

事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭和

事務局次長 金谷 健二

開会 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内での写真撮影を行います。ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和5年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（木内欽市） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3番、菅谷道晴議員、4番、戸村ひとみ議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの20日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月18日までの20日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第17号までの17議案であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長（木内欽市） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第17号までの17議案を一括上程いたします。

議案第1号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第2号 令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第3号 旭市学校再編代表者会議条例の制定について

議案第4号 旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第 6 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 9 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第 11 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第 3 期中期目標を定めることについ
て

議案第 12 号 工事請負契約の締結について

(海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事(建築))

議案第 13 号 工事請負契約の締結について

(海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事(電気設備))

議案第 14 号 工事請負契約の締結について

(海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事(機械設備))

議案第 15 号 工事請負契約の締結について

((仮称)中央第二・ゆたか統合保育所建設工事(建築))

議案第 16 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長(木内欽市) 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長(米本弥一郎) 本日、ここに令和 5 年旭市議会第 4 回定例会を招集し、当面する諸案件
についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ2億2,000万円を追加し、予算の総額を324億2,300万円とするものであります。

議案第2号は、令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ300万円を追加し、予算の総額を84億2,700万円とするものであります。

議案第3号は、旭市学校再編代表者会議条例の制定についてでありまして、小学校及び中学校の再編を市民協働で進めるに当たり、市が設置する旭市学校再編代表者会議に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第4号は、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市飯岡出張所の位置を変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも一般職の職員の給与改定に合わせて所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第8号は、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の産前産後軽減制度に対応するため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設に伴い、海上野球場を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期目標を定めることについてでありまして、第2期中期目標期間の満了に伴い、経営の指針となる今後4年間の中期目標について、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号から議案第15号は、工事請負契約の締結についてでありまして、議案第12号は、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設に係る建築工事について、議案第13号は、同じく電気

設備工事について、議案第 14 号は、同じく機械設備工事について、議案第 15 号は、（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設に係る建築工事について、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、これらの契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第 16 号及び議案第 17 号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和 6 年 3 月 31 日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、鈴木志敏氏及び伊藤兼道氏が適任であると考え、提案するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、9 月 20 日から秋開始接種として、初回接種を終了している 5 歳以上の全ての方を対象に行っているところであります。11 月 20 日現在の接種率は、65 歳以上の接種対象者 1 万 8,972 人に対して 47.7%となっております。

なお、市で実施している集団接種については 12 月 20 日まで実施し、市内 10 か所の協力医療機関で実施している個別接種は、令和 6 年 3 月末まで実施予定であります。

新型コロナウイルスの感染者は減少しておりますが、季節性インフルエンザの感染者は増加しているため、市民の皆様には改めて基本的な感染対策をお願いいたします。

次に、各種支援策について申し上げます。

住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金については、原油価格・物価高騰等による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等を対象に、1 世帯当たり 3 万円を給付するもので、10 月 2 日に受付を終了し 6,225 件、1 億 8,675 万円を給付いたしました。

子育て世帯生活支援特別給付金については、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受けるひとり親世帯とひとり親以外の低所得の子育て世帯を対象に、子ども 1 人当たり 5 万円を給付するもので、10 月 31 日現在 1,337 件、6,685 万円を給付いたしました。

就学前児童応援臨時給付金については、市内在住の就学前の児童を養育する世帯を対象に、子ども 1 人当たり 3 万円を給付するもので、11 月 10 日に受付を終了し 2,480 件、7,440 万円を給付いたしました。

千葉県子どもの成長応援臨時給付金については、将来を担う子どもたちが豊かな成長につながる機会を得られるよう、市内に在住する小・中学生を養育する主たる生計維持者に対し、子ども 1 人当たり 1 万円を給付するもので、10 月 31 日に受付を終了し 4,456 件、4,456 万円を給付いたしました。

次に、この機会に、市政の近況についてご報告いたします。

初めに、私のまちづくり方針の一つであります、対話による開かれた市政について申し上げます。

市の主要事業や財政状況などについて、各区の役員方に説明し、直接話し合うための地域意見交換会を10月18日に海上公民館、23日に総合体育館において4年ぶりに開催し、94区、177名の参加をいただきました。当日いただいたご意見やご提案につきましては、検討の上、市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、農業振興について申し上げます。

産業まつり、あさひオータムジャンボリーについては、11月12日に旭文化の杜公園で開催いたしました。当日は小雨の交じるあいにくの天候でありましたが、大勢の方にご来場いただき、ステージイベントや「旭が誇る食」を生かした飲食店などをはじめ、農畜水産物や商工業製品の展示販売など、多くの方に楽しんでいただくことができました。運営にご協力いただいた方々に、改めて感謝を申し上げます。

畜産については、先日、千葉県が実施したモニタリング検査で、今季初となる高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、また、隣の茨城県では11月27日に畜舎内での発生が確認されました。本市においても、本年1月に市内農場で発生していることから、今後、千葉県と連携し、各農場における防疫対策の徹底を働きかけてまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

観光客の誘致促進については、10月20日に都内で大手旅行会社17社を集めて開催された千葉県観光商談会において、通年での誘致を目指した観光資源の旅行商品化に向けたプロモーション活動を行ってまいりました。

観光イベントについては、千葉県初の恋する灯台に認定されている飯岡灯台のイベントである「飯岡灯台 恋するライトアップ」を12月1日から2月29日まで実施いたします。

海をイメージしたイルミネーションと音楽、変化するビームライトで、飯岡灯台や刑部岬展望館を彩る華やかな冬の観光スポットとして、にぎわいが期待されます。

また、海上公民館前の広場では、今年も商工会青年部によるスターライトファンタジーが開催されます。いずれも旭市の冬の風物詩として定着しており、毎年になぎわいを見せております。

今後とも関係団体と連携して、観光素材を生かしたPRや魅力あるイベントを積極的に展開し、観光振興と市の活性化につなげてまいります。

次に、公立保育所の再編について申し上げます。

中央第二保育所とゆたか保育所の統合保育所建設工事については、11月21日に仮契約を締結したことから、関連する議案について本定例会に提案したところであり、今後は令和7年4月の開所に向けて適切に工事を進めてまいります。

次に、小・中学校の再編について申し上げます。

小学校の再編については、干潟地域の各小学校の地域検討会議において、それぞれ計4回の会議を開催した結果、古城小学校への統合に向けての意見書が提出されました。

今後は、旭市学校再編基本方針に基づき旭市学校再編代表者会議を新たに設置し、学校再編の可否や学校の位置、名称、開校の時期などについて調査、審議いただく予定であり、関連する議案について、本定例会に提案したところであります。

次に、文化振興について申し上げます。

今年度から新たな事業として実施する「旭市子ども書道大会」については、小学校3年生から6年生を対象に12月16日、旭市総合体育館を会場として開催する予定であります。書き初め講座や書道パフォーマンスを通して書道への関心を深め、書道の普及に寄与することを期待しております。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

あさひスポーツフェスティバルについては10月22日に、パークゴルフあさひスポフェスカップは11月5日に、それぞれ開催し、子どもから大人まで大勢の方にスポーツを楽しんでいただきました。

「ぼるぼろ」については、11月26日に本年度3回目のイベントを開催いたしました。当日は天候の悪化が予想されたため、会場を飯岡海岸からいいおかユートピアセンターに移しての開催となりましたが、市内外から大勢の方にご参加いただき、海の大切さと地域の魅力を再発見していただくことができました。

今後の旭市民駅伝大会については12月17日に東総運動場で、旭市飯岡しおさいマラソン大会は来年2月4日に、しおさいスタジアムをメイン会場に開催されますので、皆様のご声援をお願いいたします。

次に、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、10月21日に収穫祭を開催いたしました。当日は市内外から21家族、89名の参加があり、花の寄せ植え体験や食育クイズ、地元の長部地区によるおはやしの披露、特産品が当たる抽せん会などを行うとともに、収穫したお米を持ち帰りいただき、好評のうちに都市住民と交流を深めることができました。

次に、市道の整備について申し上げます。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、鉄道横断工事が最終段階を迎えていることから、鉄道横断部前後の道路改良工事に着手したところであります。

次に、排水整備について申し上げます。

冠水対策排水整備事業については、旭地域ハ地区及び海上地域後草地区の排水路整備工事に着手したところであります。

今後も効果的な排水整備を計画的に行うことで、道路冠水による浸水被害の解消や緩和を図り、安全な道路機能を確保してまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

秋のゴミゼロ運動については、10月1日に市内全域で一斉に実施いたしました。各区や自治会から合わせて6,236名の参加があり、集められたごみの総重量は8,560キログラムでありました。

引き続き、きれいな旭をつくる会を中心として、市民の皆様のご協力をいただきながら、地域ぐるみで自然環境の保全及び美化を推進してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事については、10月19日に仮契約を締結したことから、関連する議案について本定例会に提案したところであります。

現在は事前準備として、電柱の移設工事を終了し、水道配水管の切り回し工事を実施しているところであり、令和6年度中の業務開始に向けて、適切に工事を進めてまいります。

次に、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については第3期の戦略策定に向け、市民や事業所を対象としたアンケートを実施したほか、10月29日、11月26日には高校生、子育て世代、シニア世代による意見交換会を開催し、まちづくりに関する様々な意見を伺ったところであります。

また、総合戦略の進行管理を行うためのPDCAサイクルの一つとして、昨年度の事業効果の検証等を行うため、10月13日には市民の代表で構成された旭市総合戦略推進委員会を開催し、評価に係る意見や市の対応等の概要を公表いたしました。

今後も幅広く意見等を伺いながら、人口減少対策の推進や持続可能な社会基盤を構築し、将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまち形成事業について申し上げます。

現在、より魅力的なまちづくりを進めていくため、一般社団法人みらいあさひが主体となって、官民連携でまちの育成に取り組んでおります。9月には連携協力団体であるみらいあさひ協議会と共に、生涯活躍のまち・みらいあさひを起点にした地域活性化に向けた活動のビジョンをまとめました。

市といたしましても、連携しながら市内全域への事業効果の波及に努めてまいります。

次に、CCDプロジェクトについて申し上げます。

糖尿病の発症予防については、市の中堅・若手職員からなるプロジェクトチームが糖尿病発症の主な原因の一つである肥満に対して、個人や家庭、事業所等、まち全体という三つのカテゴリーごとに予防を働きかける企画を立案し、現在、関係団体等と調整しながら、実現に向けて取り組んでおります。

また、重症化予防については、旭市糖尿病対策地域連絡会にて旭中央病院、歯科医師会、市内薬局、千葉大学の管理栄養士の協力の下、官民学連携による栄養指導用リーフレットを作成しているところであります。これは地域で指導する内容に一貫性を持たせる中で、診療の場における短時間での栄養指導や、管理栄養士がいなくても対応ができることを目指した、全国的にも類を見ない取り組みで、今年度末までに市内の医療機関や薬局で糖尿病患者へ配付する予定であります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（木内欽市） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号と議案第12号から議案第15号までの5議案について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第 1 号及び議案第 12 号から議案第 15 号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

議案第 1 号の補正予算書をお手元をお願いいたします。タブレットの 3 ページをお願いいたします。補正予算書では 1 ページになります。

第 1 条は、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 2,000 万円を追加し、予算の総額を 324 億 2,300 万円とするものです。

第 2 条、繰越明許費につきましては、この後説明いたします。

タブレットの 7 ページをお願いいたします。補正予算書は 5 ページになります。

第 2 表、繰越明許費です。

2 款 3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍事務費 321 万 2,000 円は、当初予算で計上しました戸籍における氏名の読み仮名の法制化に伴い、戸籍システムに振り仮名を新たに記載するための改修につきまして、国での関連法案の整備やシステム仕様の確定までに時間を要したことにより、年度内の事業完了が困難であるため、繰越明許費を設定するものです。

次に、住民基本台帳事務費 323 万 4,000 円は、当初予算及び今回の補正予算で計上しました戸籍の付票やコンビニで交付される証明書に振り仮名を反映させる法制度改正により、必要となるシステム改修でございます。こちらも先ほどの戸籍事務費と同じく、国での関連法案の整備やシステム仕様の確定までに時間を要したことにより、年度内の事業完了が困難であるため、繰越明許費を設定するものであります。

タブレットの 11 ページをお願いいたします。補正予算書は 9 ページになります。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

10 款 1 項 1 目地方交付税 9,314 万 2,000 円の増は、右側の説明欄 1、普通交付税の増で、7 月に決定した普通交付税の留保分を今回の補正財源として計上するものです。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 1,289 万 3,000 円の増は、説明欄 1、障害児通所給付費等負担金によるものです。こちらは今回の補正で増額を予定しております障害児通所支援事業に対する国の負担金となります。

2 項 1 目総務費国庫補助金 1,594 万 8,000 円の増は、説明欄 1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 810 万 1,000 円と説明欄 2、デジタル基盤改革支援補助金 784 万 7,000 円に

よるものです。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍などへの振り仮名記載やマイナンバーカードへのローマ字表記などの法制度改正に伴い必要となるシステム整備に対する国の補助金で、デジタル基盤改革支援補助金は基幹業務システムの標準化に必要となる経費に対する国の補助金となります。

15 款 1 項 1 目民生費県負担金 644 万 6,000 円の増は、説明欄 1、障害児通所給付費等負担金です。こちらは今回の補正で増額を予定しております障害児通所支援事業に対する県の負担金となります。

タブレットの 12 ページをお願いいたします。補正予算書は 10 ページになります。

2 項 2 目民生費県補助金 1,268 万 4,000 円の増は、説明欄 1、子ども医療対策事業費補助金です。こちらは今回の補正で増額を予定しております子ども医療費助成事業に対する県の補助金となります。

17 款 1 項 1 目総務費寄附金 2,500 万円の増は、説明欄 1、ふるさと応援寄附金によるもので、寄附額の増加が見込まれるため増額するものであります。

18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 4,621 万 6,000 円の増は、今回の補正財源として、財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。

タブレットの 13 ページをお願いいたします。補正予算書は 11 ページになります。

19 款 1 項 1 目繰越金 767 万 1,000 円の増は、前年度繰越金の残額を今回の補正財源として計上するものです。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて歳出について説明いたします。

タブレットの 14 ページをお願いいたします。補正予算書は 12 ページになります。

今回の補正予算では、人事院勧告等を踏まえた議員報酬や特別職給与費を含めた人件費の補正がございますが、まず、歳出では人件費以外の事業について説明させていただきまして、人事院勧告等を踏まえた人件費の補正につきましては、後ほど給与費明細書で説明をさせていただきます。

なお、会計年度任用職員の人件費につきましては、各事業の中で予算計上しておりますので、歳出にて説明いたします。

それでは、ページの一番下をご覧ください。

2 款 1 項 7 目企画費 3,818 万 4,000 円の増は、説明欄 1、ふるさと応援寄附推進事業 1,318 万 4,000 円と、タブレットの 15 ページをお願いいたします。補正予算書は 13 ページになりま

す。説明欄 2、ふるさと応援基金積立金 2,500 万円によるもので、ふるさと応援寄附金の増加が見込まれることから、ふるさと応援寄附推進事業では返礼品等に係る経費について、ふるさと応援基金積立金では基金に積み立てる寄附金の額について、それぞれ増額するものであります。

8 目電子計算費 2,440 万 9,000 円の増は、説明欄 1、電算システム運用事業によるもので、法制度改正に伴う令和 6 年度からの森林環境税への対応や、マイナンバーカードへのローマ字表記などに必要な電算システムの改修費用です。

11 目諸費 8,874 万 9,000 円の増は、説明欄 1、国庫支出金等返還費によるもので、過年度に収入した国・県支出金の精算に伴う返還金の増です。

タブレットの 17 ページをお願いいたします。補正予算書では 15 ページになります。一番上になります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、説明欄 2、住民基本台帳事務費 188 万 1,000 円の増は、コンビニで交付される証明書に振り仮名を反映させるために必要なシステムの改修費用です。

少し飛びまして、タブレットの 20 ページをお願いいたします。補正予算書は 18 ページになります。中段やや下のほうになります。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費、説明欄 2、子ども医療費助成事業 2,705 万 4,000 円の増は、県の制度改正などに伴い助成額の増加が見込まれることから、扶助費等を増額するものであります。

説明欄 3、放課後児童クラブ運営事業 727 万 5,000 円の増は、人事院勧告等を踏まえた人件費の補正のうち、会計年度任用職員の分でございます。

タブレットの 21 ページをお願いいたします。補正予算書は 19 ページになります。

5 目障害児福祉費 2,578 万 7,000 円の増は、説明欄 1、障害児通所支援事業によるもので、利用者及び利用件数が当初の見込みより増加しているため、給付費を増額するものであります。

6 目保育所費、説明欄 2、公立保育所運営費 471 万 3,000 円の増は、人事院勧告等を踏まえた人件費の補正のうち、会計年度任用職員の分でございます。

タブレットの 22 ページをお願いいたします。補正予算書は 20 ページになります。下のほうになります。

4 款 1 項 4 目環境衛生費、説明欄 2、環境衛生対策推進事業 115 万 7,000 円の増は、人事院勧告等を踏まえた人件費の補正のうち、会計年度任用職員の分でございます。

歳出の説明は以上です。

また、少し飛びまして、タブレットの 30 ページをお願いいたします。補正予算書は 28 ページになります。

給与費明細書です。

1、特別職の表です。表の下の方、比較の行をご覧ください。

特別職につきましては、人事院勧告等を踏まえ、期末手当の年間支給率を 0.1 月分引き上げることによる影響で、長等（市長・副市長・教育長）につきましては、共済費 20 万円の増、議員につきましては、期末手当 79 万 1,000 円の増となっております。

タブレットの 31 ページをお願いいたします。補正予算書は 29 ページになります。

2、一般職（1）総括の表です。

上の表の比較の行の右側、合計欄をご覧ください。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた給料月額の上上げと期末・勤勉手当の 0.1 月分の上上げによる影響額と、人事異動等による増減額を見込んだ結果、会計年度任用職員を含む一般職の合計は 1,294 万 8,000 円の増となっております。

給与費明細書につきましては、以上でございます。

以上で議案第 1 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 12 号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

タブレットでは 2 ページをお願いします。議案では裏面になります。

契約の名称は、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事（建築）であります。

契約の方法は、令和元年度から導入した総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。総合評価方式一般競争入札は、原則、設計金額 1 億円以上の建設工事に適用となるもので、入札参加者から提出された技術資料に基づき、企業の施工能力や技術者の能力、企業の社会性などの項目について評価基準により技術評価点を算出し、入札価格と併せて総合的に評価しまして、落札者を決定する方法です。

なお、この後説明いたします議案第 12 号から議案第 15 号までの工事請負契約の締結についての契約方法につきましては、全てこの総合評価方式一般競争入札で執行しております。

それでは、入札の経過を申し上げます。

令和 5 年 8 月 28 日に入札の公告を行い、9 月 8 日まで入札参加資格申請及び技術資料の受付を行ったところ、3 者から申請及び技術資料の提出があり、申請内容を確認したところ、3 者とも資格要件を満たしておりました。この 3 者による入札書の受付を 10 月 6 日から 11 日

まで行い、10月12日に開札し、入札価格と技術評価を総合的に評価した結果、千葉県旭市ニの528番地、阿部建設株式会社、代表取締役、阿部典義が落札者に決定いたしました。

契約金額は6億5,780万円であります。

なお、予定価格は7億1,434万円、調査基準価格は6億5,718万4,000円、落札率は92.09%でありました。

仮契約締結日は10月19日、工事の期限は令和7年3月14日であります。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第13号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

タブレットの2ページで、議案のほうは裏面になります。

契約の名称は海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事（電気設備）であります。

契約の方法は総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

令和5年8月28日に入札の公告を行い、9月8日まで入札参加資格申請及び技術資料の受付を行ったところ、4者から申請及び技術資料の提出があり、申請内容を確認したところ、4者とも資格要件を満たしておりました。この4者による入札書の受付を10月6日から11日まで行い、10月12日に開札し、入札価格と技術評価を総合的に評価した結果、千葉県旭市ニの778番地、株式会社山口電気商会、代表取締役、山口克巳が落札者に決定いたしました。

契約金額は2億3,100万円であります。

なお、予定価格は2億3,705万円、調査基準価格は2億1,808万6,000円、落札率は97.45%でありました。

仮契約締結日は10月19日、工事の期限は令和7年3月14日であります。

以上で議案第13号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第14号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

同じくタブレットの2ページをお願いします。議案の裏面となります。

契約の名称は、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事（機械設備）であります。

契約の方法は総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

令和5年8月28日に入札の公告を行い、9月8日まで入札参加資格申請及び技術資料の受付を行ったところ、1者から申請及び技術資料の提出があり、申請内容を確認したところ、資格要件を満たしておりました。入札書の受付を10月6日から11日まで行い、10月12日に

開札し、入札価格と技術評価を総合的に評価した結果、千葉県旭市ニの 1710 番地、株式会社石川商会住宅機材、代表取締役、小関秀央が落札者に決定いたしました。

契約金額は 1 億 5,279 万円であります。

なお、予定価格は 1 億 5,895 万円、調査基準価格は 1 億 4,623 万 4,000 円、落札率は 96.12% でありました。

仮契約締結日は 10 月 19 日、工事の期限は令和 7 年 3 月 14 日であります。

以上で議案第 14 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 15 号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

同じくタブレットの 2 ページです。議案のほうでは裏面となります。

契約の名称は、（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設工事（建築）であります。

契約の方法は総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

令和 5 年 10 月 10 日に入札の公告を行い、10 月 20 日まで入札参加資格申請及び技術資料の受付を行ったところ、2 者から申請及び技術資料の提出があり、申請内容を確認したところ、両者とも資格要件を満たしておりました。この 2 者による入札書の受付を 11 月 14 日から 16 日まで行い、11 月 17 日に開札し、入札価格と技術評価を総合的に評価した結果、千葉県旭市後草 2364 番地の 3、鈴木建設株式会社、代表取締役、鈴木和彦が落札者に決定いたしました。

契約金額は 5 億 6,210 万円であります。

なお、予定価格は 5 億 7,607 万円、調査基準価格は 5 億 2,998 万円、落札率は 97.57% でありました。

仮契約締結日は 11 月 21 日、工事の期限は令和 7 年 1 月 31 日であります。

以上で議案第 15 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 2 号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 高野 久 登壇）

○保険年金課長（高野 久） 議案第 2 号、令和 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

タブレットの 3 ページをお願いいたします。補正予算書は 1 ページになります。

第 1 条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84 億 2,700 万円とするものです。

補正予算書 2 ページと 3 ページは歳入歳出予算の款項の補正額であり、5 ページ、6 ページは事項別明細書の総括となりますので、詳しい内容につきましては、7 ページ以降でご説明させていただきます。

タブレットの 9 ページをお願いいたします。補正予算書は 7 ページになります。

初めに、歳入についてご説明いたします。

8 款繰越金ですが、令和 4 年度決算に基づく繰越額を今回の補正財源として、300 万円計上するものであります。

続きまして、タブレットの 10 ページをお願いいたします。補正予算書は 8 ページになります。

歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費、説明欄 1、国民健康保険一般事務費のうち、電算業務委託料に 300 万円を追加するものです。

補正の内容につきましては、令和 5 年 5 月に公布されました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、令和 6 年 1 月 1 日から施行される産前産後期間における国民健康保険税の軽減に伴いまして、電算システムの改修が必要となったことによるものでございます。

以上で議案第 2 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、11 時まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 49 分

再開 午前 11 時 0 分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第 3 号について、教育総務課長、登壇してください。

（教育総務課長 向後 稔 登壇）

○教育総務課長（向後 稔） 議案第 3 号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、教育環境の公平性と充実を図ることを目的に、市立の小学校及び中

学校の再編を市民協働で進めるため、市が設置する旭市学校再編代表者会議に関し、必要な事項を定めるものであります。

それでは、条文の内容についてご説明いたします。

議案の2ページをご覧ください。

第1条から第3条は、旭市学校再編代表者会議を設置するための規定であります。

第4条の所掌事務は、教育委員会からの諮問に応じ、次の各号について調査審議し、答申するものでありまして、第1号は学校再編の可否に関すること、第2号は統合校の位置に関すること、第3号は統合校の開校時期に関すること、第4号は統合校の名称に関すること、第5号はその他学校再編に関することです。

3ページをお願いします。

第5条は、会議の組織を定めるものであります。委員については、第2項の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するものであります。

第6条は、会長及び副会長の職務について定めるものであります。

第7条の会議については、会長が招集することを規定するもので、第3項の会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数は、議長が決することとなりますが、第4条第1号の学校再編の可否に関すること及び第4条第2号の統合校の位置に関しては、委員の3分の2以上で決することと規定するものであります。

第8条から次の4ページ、第10条は、代表者会議に関し必要な事項を定めるものであります。

附則第1項は、本条例の施行日を公布の日からとするものであります。

附則第3項は、附則により旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであり、別表の1に学校再編代表者会議委員の報酬を加えるものでございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 教育総務課長の補足説明は終わりました。

議案第4号から議案第8号までの5議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） 議案第4号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、令和6年度の組織・機構の一部再編に伴い出張所を移転するため、改正するものであります。

出張所は、現海上庁舎内の旭市海上出張所を隣接の海上公民館内に、現旭市保健センター内の旭市飯岡出張所をいいおかユートピアセンター内に移し、機能を継続するものです。

改正内容は、第2条の出張所の名称、位置及び所管区域を定める規定のうち、旭市飯岡出張所の位置を旭市横根 3520 番地から旭市横根 1365 番地 25 に改めるものであります。

また、旭市海上出張所においては改正の必要性はなく、その他所管区域、業務内容についての変更はありません。

なお、条例の施行日は令和6年4月1日とするものです。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第5号から議案第8号までは、令和5年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく期末・勤勉手当の支給率及び給料表の改定が主なものでありまして、関連しておりますので一括して補足説明いたします。

まず、最初に議案第5号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。

改正条例の第1条は、現行条例第5条における期末手当の支給率を改定するもので、令和5年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の220から100分の230に改め、100分の10引き上げるものです。これにより年間支給率は100分の440から100分の450となります。

次に、5ページをお願いいたします。

改正条例の第2条は、ただいまの第1条関係と同じく、現行条例第5条における期末手当の改定でありまして、令和6年度以降の期末手当の支給率を、6月期及び12月期ともに100分の225に改め、年間支給率を100分の450とするものです。

なお、条例の施行期日は公布の日とし、第1条関係については令和5年12月1日から、第2条関係については令和6年4月1日から適用するものです。

次に、6ページになります。

議案第6号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいまの議案第5号と同様に、期末手当の支給率を改定するもので、改正内容も議案第5号と同様のものとなります。

続きまして、議案第7号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

これは人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、期末・勤勉手当の支給率及び給料表を改定するものです。

まず、改正条例の第1条関係になります。現行条例第24条関係は期末手当を改正するもので、第2項各号列記以外の部分中、常勤職員における令和5年12月期の期末手当の支給率について、現行の100分の120から100分の125に改め、100分の5引き上げるものです。

第3項は、再任用職員における令和5年12月期の期末手当の支給率について、現行の100分の67.5から100分の70に改め、100分の2.5引き上げるものです。

続いて、現行条例第27条関係は、勤勉手当を改定するもので、第2項第1号中、常勤職員における令和5年12月期の勤勉手当の支給率について、現行の100分の100から100分の105に改め、100分の5引き上げるものです。

同項第2号は、再任用職員における令和5年12月期の勤勉手当の支給率について、現行の100分の47.5から100分の50に改め、100分の2.5引き上げるものです。

これにより、常勤職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給率は100分の440から100分の450となり、再任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給率は100分の230から100分の235となります。

8ページからの別表第1の給料表につきましては、千葉県と同様に改定するもので、民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額に重点を置いた引上げを行うものです。

少し飛びまして、13ページをお願いいたします。

改正条例第2条関係は、令和6年度以降の期末・勤勉手当について、常勤職員及び再任用職員ともに6月期と12月期の支給率を平準化するものです。

続いて、改正条例の第3条及び第4条関係は、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。

現行条例第8条第2項の特定任期付職員とは、弁護士等といった高度の専門的な知識経験を有する職員で、現在、本市においてはこのような任期付職員は採用しておりませんが、千葉県と同様の条例を制定しておりますので、県に合わせた改定を行うものです。

なお、施行期日は公布の日とし、改正条例第1条及び第3条関係中、給料表の改定については令和5年4月1日から、期末・勤勉手当の支給率については令和5年12月1日から適用し、令和6年度以降を規定する改正条例第2条及び第4条関係については令和6年4月1日から適用するものです。

続きまして、議案第8号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

16 ページをお願いいたします。

これは、一般職の常勤職員との均衡を図る観点から、会計年度任用職員の期末手当の支給率及び給料表の改定を行うものです。

まず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率の改定について、現行条例第13条中、100分の125を100分の135に改め、100分の10引き上げるものです。

続いて、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率について、現行条例第22条第1項中、100分の125を100分の135に改め、100分の10引き上げるものです。

また、一般職の常勤職員の期末手当の支給率の引上げに伴い、現行条例第13条中、100分の120を100分の125に、第22条第1項中、100分の120を100分の125に改めるものです。

このことにより、期末手当の年間支給率は100分の250から100分の260となります。

別表第1の給料表につきましては、給与改定後の常勤職員の相当額に引上げを行うものです。

なお、施行期日につきましては公布の日とし、給料表の改定関係については令和5年4月1日から、期末手当関係については令和5年12月1日から適用するものです。

以上で、議案第5号から議案第8号までの4議案の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 向後秀敬 登壇）

○税務課長（向後秀敬） 議案第9号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、令和5年7月の地方税法等の改正により、出産した被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税所得割額及び均等割額の軽減措置が創設され、詳細は政令で定める基準に従い条例で定めることとされていることから、必要な条項を追加するものです。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

19 ページをお願いいたします。

第23条に第3項を追加する改正です。

国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に出産した被保険者がいる場合、当該出産した被保険者に係る所得割額及び均等割額を軽減する旨の規定です。

第1号は基礎課税額、いわゆる医療分の所得割額の軽減分を、第2号では医療分の均等割額

の軽減分を、第3号では後期高齢者支援金等課税額の所得割の軽減分を、第4号では後期高齢者支援金等課税額の均等割額の軽減分を、第5号では介護納付課税額の所得割額の軽減分を、第6号では介護納付課税額の均等割額の軽減分を定めております。

なお、従来から制度化されております低所得者に対する均等割等の7割、5割、2割の軽減の対象となる世帯に出生した被保険者がいる場合は、これらの軽減を適用させた上で、さらに残った均等割額を軽減することとなります。

第24条の3を追加する改正ですが、出生した被保険者に係る届出の規定となります。

第1項各号では届書に記載する事項を定めたもの、第2項各号では届書の提出に当たり添付する書類を定めたもの、第3項は届出を提出する時期を定めたもの、第4項は届出を省略させることができる旨を定めたものとなります。

なお、この条例の施行期日は令和6年1月1日から施行するもので、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税から適用するものです。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長 金杉高春 登壇）

○体育振興課長（金杉高春） 議案第10号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

蛇園地先にあります海上野球場については、海上・飯岡統合消防分署庁舎の建設に伴い廃止するため、所要の改正を行うものです。

なお、利用していた団体の活動場所の移転については協議が調っております。

新旧対照表の21ページをご覧ください。

海上野球場の廃止に伴い、別表中、関連する部分を削除するものです。

続いて、22ページをご覧ください。

海上野球場の廃止に伴い、附則第2項により、旭市使用料及び手数料に関する条例中、別表第1の当該施設の使用料に関する部分を削除するものです。

条例の施行日は令和6年1月1日からとなります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第 11 号について、企画政策課長、登壇してください。

(企画政策課長 柴 栄男 登壇)

○企画政策課長(柴 栄男) 議案第 11 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第 3 期中期目標を定めることについて補足説明を申し上げます。

中期目標については、地方独立行政法人法第 25 条第 2 項に具体的に定める事項が示されており、本市の中期目標において、タブレットの 3 ページ、中期目標の 1 ページ、第 1、中期目標の期間、第 2、地域住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、タブレットの 6 ページ、中期目標の 4 ページの第 3、業務運営の改善及び効率化に関する事項、タブレットの 7 ページ、中期目標の 5 ページ、第 4、財務内容の改善に関する事項になります。これらを大項目として定め、さらに中項目、小項目と内容を細分化し、規定しております。

これら四つの大項目のうち、第 2 期中期目標から変更した内容を中心に説明いたします。

タブレットの 3 ページをお願いします。中期目標では 1 ページになります。

前文になります。

旭中央病院が地方独立行政法人へ経営形態を変更した後も地域の基幹病院として果たしてきた役割について、また、市が求める病院運営の基本方針を示すための中期目標であることを述べています。

次に、第 1、中期目標の期間ですが、令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年間にあります。

次に、第 2、地域住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項です。

1、広域基幹型急性期病院としての機能の充実のタブレットの 4 ページ、中期目標では 2 ページになります。

(1) 地域連携と機能分担の更なる推進については、旭中央病院が地域住民に対して、高度・急性期医療を中心に提供するため、地域の医療機関等とさらなる連携と機能分担を推進することを指示するものです。

タブレットの 5 ページをお願いいたします。中期目標では 3 ページになります。

2、患者等のサービスの向上の(1) Q I 分析、医療 D X 等による医療の質の向上は、後発医薬品使用率など様々な指標を用いて数値化し、医療を分析する Q I 分析とデジタル技術を活用し、医療の効率及び効果、さらに患者サービスを向上させる医療 D X を用いて医療全体の質の向上に努めるよう指示するものです。

次に、（２）患者等の満足度の向上では、分かりやすく明瞭な説明、病院へのアクセス、待ち時間、接遇等のサービスの向上に努めるよう指示するものです。

次に、（３）第三者評価とＰＤＣＡサイクルの実施では、業務の客観的評価とその結果に基づき対策を検討し、継続的に業務を改善するよう指示するものです。

次に、３、市の施策推進における役割の発揮では、（１）から（３）の小項目の名称に変更はありますが、法人に求める市の施策への役割は、基本的には第２期と同様になります。

タブレットの６ページをお願いします。中期目標では４ページになります。

第３、業務運営の改善及び効率化に関する事項の１、働き方改革と人材確保では、国が進める医師の働き方改革が令和６年度からスタートすることに伴い、適切に対応することと、併せて人材確保、就労環境の整備等について指示するものです。

２、ガバナンスの強化では、（２）コンプライアンスの徹底を新たに設け、コンプライアンスを徹底することで患者の安全、信頼確保を図ることを指示するものです。

タブレットの７ページをお願いします。中期目標では５ページになります。

３、安定的な経営基盤の構築は、健全経営の維持と施設・設備の最適化を検討し、安定的な経営を実践することを指示するものです。

第４、財務内容の改善に関する事項につきましては、第２期と同様、第３の業務運営の改善及び効率化に関する事項で定めた事項を実施し、経営基盤をさらに安定させる中期計画及び年度計画の作成とその実行を求めるものです。

以上で、議案第１１号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第１６号、議案第１７号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 江波戸政和 登壇）

○市民生活課長（江波戸政和） 議案第１６号及び議案第１７号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は１０名ですが、このうち２名が令和６年３月３１日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり議会の意見を求めるものです。

議案第１６号で推薦したい方は、旭市二にお住まいの鈴木志敏氏、昭和２９年生まれの方です。

鈴木志敏氏は、長年にわたり小・中学校の教員として子どもたちの教育に携わってこられた方で、子どもの人権問題について豊富な知識と経験をお持ちの方です。平成 30 年 4 月からは人権擁護委員として積極的に活動されていることから、引き続きお願いしたいと考え推薦するものです。

次に、議案第 17 号で推薦したい方は、旭市鎌数にお住まいの伊藤兼道氏、昭和 31 年生まれの方です。伊藤兼道氏は、長年にわたり小学校の教員として子どもたちの教育に携わってこられた方で、子どものいじめ問題や特別支援教育などに豊富な知識と経験をお持ちの方です。令和 3 年 4 月からは人権擁護委員として積極的に活動されていることから、引き続きお願いしたいと考え推薦するものです。

また、お二人とも人権擁護委員法第 7 条第 1 項の規定による委員の欠格条項につきましては該当する事項はありません。

なお、委員の任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。

以上で、議案第 16 号及び議案第 17 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は 12 月 4 日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございます。

散会 午前 11 時 30 分